

公衆浴場営業許可申請について

○手続きの流れ

- 1 事前相談（営業の概要、構造設備等）、他法令の確認
- 2 申請書提出
- 3 現地調査（申請から概ね1～2週間）
※申請内容と相異がないか、監視員が現地を調査します。立会いが必要です。
- 4 許可または不許可の決定（原則、申請日の翌日から開庁日で数えて15日間以内）

○必要な書類等の一覧（その他の公衆浴場）

必要な書類等		備考
公衆浴場営業許可申請書		記入例参照
営業施設の構造設備を明示した図面	営業施設の平面図	・ 営業施設が複数階建ての場合、各階の平面図 ・ 営業施設が建物の一部である場合や、複数棟のうち一部分のみである場合、公衆浴場として営業する部分を明示した図 ・ 脱衣室、浴室、浴槽を明示し、各々寸法を記入 ・ 便所、手洗い設備の位置を明示 ・ 湯栓と水栓（カラン、シャワー）、携帯品保管棚（戸棚、ロッカー、下駄箱等）の位置を明示
	配管系統図	・ ろ過器、ヘアキャッチャー、塩素注入器等の位置関係、新鮮湯や循環湯の補給場所がわかる系統図 ・ ろ過器がある場合、ろ材、ろ過能力がわかる仕様書
	入浴設備の調査票	記入例参照
（浴用水が <u>水道水以外</u> の場合） 浴用水の水質検査成績書の写し		国公立衛生試験機関等の水質検査成績書の写し（「許可申請時の水質検査について」参照） ※ 原本もお持ちください。（確認後、返却します。） ※ <u>水質検査成績書の取得には、1か月以上を要する場合があります。</u> 詳しくは検査機関にお問い合わせください。
（法人の場合） 定款又は寄付行為の写し		
（健康保険組合、管理組合法人、宗教法人等の場合） 規約の写し		
（温泉使用する場合） 温泉成分を記載した書類		温泉の含有物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量、効能を記載した書類を添付して下さい。
公衆浴場業の申請手数料		22,060 円（令和4年12月現在）

※ 次の書類の提示をお願いします。（確認後、返却します。）

- ・ 申請者が法人の場合は、**登記事項証明書（原本）**
- ・ **自主管理の手引書**

※※ 営業形態によっては上記添付書類の他に営業内容や風紀上の措置等を記載した書面の提出を求められることがあります。

問合せ先 神奈川県平塚保健福祉事務所 生活衛生部 環境衛生課
電話：0463-32-0130（代表） FAX：0463-35-4025

令和8年1月作成

<関係機関の問合せ先>

※公衆浴場法以外の法令について、関係機関に手続きの有無等をお問合せください。

お問合せの際は、公衆浴場営業許可申請予定である旨をお伝えください。

関係法令	地域	所管部署	電話番号	住所
消防法	平塚市	消防本部予防課	0463-21-3240	平塚市浅間町9番1号 本館3階
	大磯町	消防本部消防総務課 予防係	0463-61-0911	大磯町大磯1075
	二宮町	消防本部消防課 予防班	0463-72-0015	二宮町中里711-1
建築基準法	平塚市	建築指導課	0463-23-1111（代）	平塚市浅間町9番1号 本館6階
	大磯町 二宮町	平塚土木事務所計画建築部 建築指導課	0463-45-3150（代）	平塚市中里50-1
都市計画法	平塚市	まちづくり政策課	0463-23-1111（代） 0463-21-8781（直）	平塚市浅間町9番1号 本館6階
	大磯町	都市建設部 都市計画課 都市計画係	0463-61-4100 内線：221, 239, 243	大磯町東小磯183
	二宮町	都市整備課 計画指導班	0463-71-5956（直）	二宮町二宮961
屋外広告物条例 （※1）	平塚市	まちづくり政策課 都市景観担当	0463-23-1111（代） 0463-21-8781（直）	平塚市浅間町9番1号本 館6階
	大磯町	大磯町都市計画課	0463-61-4100（代）	大磯町東小磯183
	二宮町	平塚土木事務所計画建築部 許認可指導課	0463-45-3150（代）	平塚市中里50-1
土地利用調整 条例（※2）		土地水資源対策課	045-210-3115	横浜市中区日本大通1
風俗営業等の 規制及び業務の 適正化等に 関する法律	平塚市	平塚警察署生活安全課	0463-31-0110	平塚市西八幡1-3-2
	大磯町 二宮町	大磯警察署生活安全課	0463-72-0110	大磯町国府本郷207-1

※1 屋外広告物を設置する場合に係る法律又は条例です。

※2 事業者が市街化調整区域などにおける一定規模以上の開発行為を行う場合、法令に基づく許認可の前に県知事と土地利用に関する調整を行うことを義務づけた条例です。